

第8回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年8月24日（火） 午後1時30分

場 所：田代町総合開発センター 2階 集会室

会議の次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．議 題

（1）協 議

協議案第18号 新市建設計画（素案）について（継続協議）

協議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

協議案第21号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

協議案第30号 合併の期日について

協議案第31号 公共的団体等の取扱いについて

協議案第32号 介護保険事業の取扱いについて

協議案第33号 行政区の取扱いについて

協議案第34号 商工・観光関係事業の取扱いについて

協議案第35号 小、中学校の通学区の取扱いについて

4．その他

5．閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長 小 畑 元
副会長 佐 藤 賢一郎 吉 田 光 明
委員 伊 藤 毅 渡 辺 久 憲 荒 川 邦 隆
中 村 弘 美 畠 沢 一 郎 吉 原 正
菅 原 金 雄 岩 淵 吉三郎 佐 藤 照 雄
虻 川 景 一 齋 藤 惠 子 中 田 直 行
仙 台 隆 義 武 田 砂代子 若 松 栄三郎
小笠原 豊 高 坂 清 子 佐 藤 信 行
石 井 護

幹事長 佐 藤 忠 信
副幹事長 出 島 雄 蔵 田 村 正 己
幹事 木 村 俊 彦 山 本 貢 佐 藤 孝 昭
本 間 勲 工 藤 堅 成 五十嵐 強

専門部会・分科会職員 企画部会 中 山 吉 行
財務部会 本 多 和 幸
財政分科会長 木 村 勝 弘
福祉部会長 田 中 良 男
福祉部会 岩 沢 慶 治
福祉部会 山 本 貴 司
児童福祉分科会長 石戸谷 由 子
高齢者福祉分科会長 芳 賀 利 彦
産業部会長 黒 田 信 行
産業部会 若 狭 公 悦
産業部会 兜 森 章 弘
産業副部会長 桜 田 進
教育部会長 秋 山 慶 紀
教育部会 阿 部 鉄 義

事務局長 斎 藤 誠
事務局次長 松 田 博 田 中 裕 幸 阿 部 賢 悦 小 林 浩
事務局職員 本 多 恒 博 佐 藤 税 竹 村 邦 人 鳥 潟 幸 男
佐 藤 拓 人 工 藤 学 安 保 貴 洋

欠席者名（敬称略）

会議経過

午後 1 時30分 開 会

司会 本日は、お忙しいところご出席くださりまして、誠にありがとうございます。
それでは、ただいまから第 8 回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。
開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

小畑 元会長 委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

前回の協議会では、継続協議となっておりました議会の議員の定数及び任期の取扱いをはじめとしまして、新市の建設計画、住民負担にかかわる地方税、使用料、手数料など13件の案件について長時間にわたってご協議いただきました。大変ありがとうございます。

本日は、新市建設計画など前回継続協議となっております3件と、合併の期日の再協議や介護保険事業など合計9件の案件についてご協議いただくことになっております。

本日また長時間の協議となると思いますが、どうかひとつよろしくお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。

ここで、本日、委員の皆様のテーブルにお配りしてございます資料について、ご説明申し上げます。

協議案第30号、合併の期日についての再協議案でございますが、事前にお渡ししました表紙が「第8回合併協議会協議事項」となっております協議案綴りの4ページについて差し替えをお願いするものでございます。後ほど、ご協議をいただく際に改めてご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

本日は、委員21人のうち1人の欠席でありまして、協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員としまして、企画、財務、総務、福祉、産業、教育の各専門部会長と関係職員が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願いでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてから、マイクを使用してくださいませよう、お願い申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に、会議運営規定第5条第2項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。大館市の畠沢一郎委員、田代町の佐藤照雄委員をお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議次第に従いまして、(1)協議を議題といたします。

最初に、継続協議となっております協議案第18号、新市建設計画(素案)についてを議題といたします。

本案件については追加資料が提出されております。事務局の説明を求めます。

事務局 本日、新市建設計画の追加資料としてお配りしております協議案第18号、追加資料につきましてご説明申し上げます。表紙が「新市建設計画（素案）財政計画参考資料」となっております資料でございます。

1 ページ目をお開きくださいますようお願いいたします。

さきの協議会におきまして、財政関連データ資料の提示を求められておりましたので、前回ご説明申し上げました歳入歳出の推移の表の下段に財政計画の関連データといたしまして、財政調整基金等残高から地方債現在高の推計データを掲載させていただきました。

財政調整基金等残高でございますが、平成17年度は19億4,700万と推計してございます。その後、平成22年度の7億1,700万円まで減少いたしますが、平成26年度にはほぼ平成17年度と同額程度の19億9,500万になるものと推計しております。

次に、合併特例債による基金残高でございますが、合併に際し、特に認められております果実運用型の地域振興基金、これは仮称でございます、といたしまして、平成17年度から7億6,700万円を平成19年度までの3カ年で23億円を積み立てたいと考えておるところでございます。

次に、地方債現在高でございますが、平成17年度は415億9,800万円と推計しております。平成18年度以降、地方債現在高が少しずつ減少し、平成26年度には300億円程度になるものと推計しております。

次に、2 ページ目をお開きくださいますようお願いいたします。

主要な財政指標といたしまして、(1) 経常収支比率の推移でございますが、平成17年度には92.5%、その後若干の上下がございますが、低下の方向で推移し、平成26年度には88.9%になるものと推計しております。

経常収支比率の用語解説をグラフの下に記述してございますので、お読みいたします。

財政の弾力性を見るための指標で、用途を制限されない経常的に収入される一般財源（地方税、地方交付税等の毎年決まって入ってくる収入で、市が自由に使える収入）が、経常的な支出（人件費、公債費、扶助費等の毎年決まって支出されるもの）にどの程度使われているかという割合をいいます。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す指標でございます。

次に、(2) 起債制限比率の推移でございますが、平成17年度には11.2%、その後ほぼ横ばいに推移し、平成26年度には10.9%になるものと推計しております。

同じく用語の解説でございますが、地方債の許可に係る指標の一つで、地方債元利償還金に充てられた一般財源（地方税、地方交付税等）の標準財政規模に対する割合で、通常3カ年平均が用いられます。起債制限比率が高くなれば、財政運営の弾力性が失われることになり、20%以上になると、地方債の許可が制限されることになる指標でございます。

次のページ、(3) 公債費比率の推移でございますが、平成17年度には16.8%、その後若干の上下がございますが、平成26年度には15.6%になるものと推計しております。

同じく用語の解説でございますが、地方公共団体における公債費の財政負担の度合を判断する指標の一つで、どの程度の一般財源が地方債元利償還金に使われたかという割合を示す指標でございます。

次に、(4) 地方債依存度の推移でございますが、平成17年度には11.0%、その後低下の方向で推移し、平成26年度には5.9%になるものと推計しております。

同じく用語の解説でございますが、各年度の普通会計歳入総額に係る新規発行地方債額の占める割合でございます。

以上ご説明申し上げました基金残高、財政指標につきましては、今後、事業費等の調整によりまして修正される場合もございますが、全体的な財政構造の方向性といたしまして、健全な財政運営を目指しておるものと考えておるところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で協議案第18号、追加資料の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま説明がありました協議案第18号について、それでは質疑に入りたいと思います。発言をお願いいたします。はい、荒川委員。はい、どうぞ。

荒川邦隆委員 田代町の荒川でございます。

新市の建設計画目標の5番として挙げております「自立した地域が共栄する地域共同都市」。一つとして、地域自治の推進と、こういうことをうたっております。非常に文言的にはすばらしいものを羅列しておりますが、具体的にどのような事業等を考えていらっしゃるのか、ひとつ事務方に質問いたします。

議長 それ1点ですか。できれば、まとめてご質問いただければありがたいですけども。ああ、そうですか。事務局。

事務局 お答え申し上げます。

前にお渡ししてございます新市建設計画（素案）の53ページに地域自治という形でうたわせていただいております。主要事業としては特に掲げていないわけですが、地域自治の主要事業につきましては、どちらかという行財政運営の推進、それから庁舎の改築等うたっておりますが、具体的なものが見えてないということと存じます。それで、主要事業とですね、いうよりも、地域自治の推進というのは、どちらかという施策の部分にあたるのではないかとということで、そのつどの施策としてとらえていくべきではないかと考えているところでございます。例えばですね、ここに書いてございますけれども、環境、福祉、防災などの身近かな分野で町内会、一般市民や事業、地域組織のNPO、ボランティアなどとの連携を図る、強化するというのをうたっておりますが、今のところも例えば不法投棄の防止、監視員、それから福祉員とか、それから地域防災組織、こういうものについては、それぞれの地域からいろいろな身近かな方々に出させていただいて行政を行ってございます。それから、例えば敬老会の運営とかとなりますと、婦人会のお力をお借りして運営をさせていただいているということでございますが、こういった地域の方々の力を地方自治に結びつけていきたいということでございますので、新市の施策の上で生かしていってほしいなということで、特に具体的な事業費を使った事業ということではなくとらえてきているところでございますので、ご理解を賜ればと思っております。

議長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい。

佐藤賢一郎副会長 財政計画の資料についてなんですけれども.....比内町の佐藤です。

合併特例債の残高の金額という形で最大60億という金額が載っていますけれども、その実際に使用する合併特例債の金額が同じ60億と考えてよろしいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 合併特例債の事業については、前回ご説明を申し上げたところでございますけれども、事業費そのものの額は...ちょっとお待ちください。総事業費が401億余りの事業になるわけですが、その特例債を使う事業としましては、今のところ42億程度を考えてございます。

佐藤賢一郎副会長 42億使って残高が60億になる、意味がちょっとよくわかりませんけれども。

事務局 普通建設事業に伴います合併特例債につきましては42億の発行を考えておるところでございますが、先ほどご説明で申し上げました合併特例債に使います基金も発行するというふうなこと、これが22億の発行額を加えますと合計で現状では64億と想定してございます。今後、事業費の調整によって変更になるものでございますので、この辺ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長 ほかにご質問ございませんか。はい、吉原委員。

吉原 正委員 比内の吉原です。

佐藤さんの質問と私も同じ内容であったんですけども、ちょっとこのところの説明がよく頭に入らないということだったんですけども、建設計画では普通建設事業が約401億円の10年間のトータルでの事業計画をもってありますけれども、前回の説明では、私の記憶では過疎債を含めた、特例債と過疎債を含めた部分については49億円。そのうちの42億円部分が特例債を使うというふうに私はちょっと受け止めてあったんですけども、建設計画そのものについては事業も今後も変わっていくということも説明を受けておりましたけれども、現時点での過疎債、あるいは特例債の活用の事業の経費総額についてはこのように理解してよろしいでしょうか。

議長 事務局、できるだけわかりやすく説明してください。

事務局 過疎債につきましては、現在のところ具体としまして14億程度を考えてございます。

議長 総額ですか。10年間の。だからね、説明として毎年毎年発行額がいくらかということと総額と二つ分けて説明しないとね、ごっちゃになっちゃう。例えば、一般的に過疎債というのは240億、比内、田代も入れれば発行できるというふうに説明、前聞いているんだけど、その数字と全体の予算の400億という話と、毎年毎年の発行額が40億と、委員の皆さんの頭の中でごっちゃになっているんです。それを少し整理して説明してください。

事務局 先回49億と申し上げた部分についてはご訂正させていただきたいと思います。合併特例債については42億。過疎債につきましては、ただいま申し上げました14億というふうなことを全体の10年間で発行したいというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

議長 はい、どうぞ。

吉原 正委員 一般的に合併の国の支援策としては、合併特例債というのが大きなメリットということに言われておりますけれども、また逆に特例債をあんまり発行して使い過ぎると、後年度負担が出てくるということで、ここのかねあいというのは非常に難しいところだとは思いますが、私たち一般に見ると、240億円の合併特例債の枠の中で、現在は42億円の合併特例債の使用ということであると、何か随分と少ないように思うわけですが、当然、この42億の枠の中での公債費比率とかそういう数字が今の現状だと思うわけですね。当然、多くなるとこの指標もどんどん変わっていくわけですが、この42億、合併特例債240億円のうちの42億というのは、今後また事業の選択なりさまざまな形で変化はしていくということであると思っておりますけれども、今申し上げても多分答えることできないと思っておりますけれども、最大どのぐらいまでの活用というかね、そういうところは何か考えておりますか。

議長 はい。

事務局 今現状では42億というふうな形でご提示申し上げますが、今現在、それぞれの部門で調整してございます。一応、今のところ調整内容といたしましては70億前後ぐらいというふうなところが調整されているところでございますので、現在の42億よりは増えるということでご理解願

たいというふうに思っているところがございますので、よろしく願い申し上げます。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい。新市の建設計画ということで。

中田直行委員 あるいは前にご説明受けているかもしれませんが、合併の大きな目的の一つで……大館の中田でございます。合併の大きな目的の一つに行政コストの削減ということがあるんだろうと思いますけれども、この人件費負担で、途中は結構ですけれども、17年度、26年度、職員数の試算のもとになる数が教えていただければありがたいと思います。

議長 はい。

事務局 職員数につきましては、10年間で20%減というふうな形を目標として掲げて推計しておるところでございます。一応、平成17年度につきましては822人、平成26年度につきましては639人というふうなことで推計しておるところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。一応ちょっと念のために申し上げますけれども、この新市建設計画についてはですね、今日ですべて議論が尽くされるというわけではなくて、県のですね、北秋田地域振興局とか合併支援室の事前協議でもって修正箇所も大分出てきますし、それから今後、各議会でのご意見とか住民説明会で要望等についても必要に応じて協議いただきたいと考えておりますので、これできれば継続協議ということで、今日出てきた意見は意見として伺って、またさらに継続協議ということになりますので、そういうふうに考えておりますからひとつその点はご了解いただきたいと思います。今日でこれ議論全部終わっちゃうというわけではございませんので、どうかひとつご安心ください。何かこれで終わった途端にですね、新市建設計画はこれでもって意見がないので現状の新市建設計画で終わりますという話ではございませんので、そういうことであることをひとつご理解いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

昨日のうちの全協をやしまして、ここに求めるものがないのかということで各協議案について協議をさせていただきました。その新市建設計画の素案についてですが、どうも具体、素案の素案でこうなるんでしょうが、具体が見えてこない。もうちょっと具体性のあるものの計画を出してほしいというふうな要望があったわけですが、基本的に具体が出てくるには予算的なものをつけないと出てこないということでしょうか。よろしく願いします。

事務局 前回の第7回の資料の中で、財政規模というか、事業規模というものもお示したわけですが、新市建設計画は一番最初の方のページに書いてございますように、新市になりますと総合開発計画、これの作成のもとにさせていただくということは基本的な考え方でございます。そして、総合開発計画ができますと、その実施計画、そういうものの中で具体的なものを決定していくということになるかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

もしよろしければですね、本案件については先ほど申しましたけれども、本日いただいたご意見等について検討するとともにですね、さっきも申しましたけれども地域振興局や合併支援室の事前協議の中でまた修正箇所も出てまいりと思います。さらに、先ほど申しあげましたけれども各議会からのご意見や住民説明会での要望等についても、必要に応じてまたご協議いただきたいと考えておりますので、本件は今後も継続協議としてまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

議長 それでは、引き続き協議案第18号、新市建設計画については、継続協議といたします。

次に、協議案第20号、使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。

本案件につきましては、前回、保育料の取扱いについてさまざまなご意見がございまして、分科会、専門部会で再度検討するということで継続協議となったものでございます。本案件についても先ほどと同様追加資料が提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回協議会で協議案第20号の使用料、手数料等の取扱いのうち、保育料について継続協議となりました。この保育料の取扱いについて、分科会、専門部会で再度検討した結果、前回提案の調整方針のとおりで内容に変更はありませんでした。現行の保育料は、総じて国の基準に対し、大館市が9割、比内町が7割、田代町が6割に設定されております。これを基本的には7.5割に統一することとして、専門部会、分科会ですりあわせしたものでございます。

この調整内容について、関係資料でご説明申し上げます。

協議案第20号、追加資料1をごらんください。A3版の用紙でございます。

新市保育料表(案)でございます。1市2町の保育料を合併後、各年度どのように設定をして、平成20年度に統一した保育料とするか案を表にまとめたものでございます。表の左側に国の階層が1から7、児童の世帯の階層区分がAからDの9まで表示されております。また、表の上段には1市2町の0歳児から2歳児、3歳児、4歳以上児が区分されてございます。

モデルケースとしまして、国の階層が5、階層区分がDの4、所得税の額が6万4,000円以上10万円未満の世帯で3歳児とした場合をみていきたいと思っております。網掛けの部分でございます。現行保育料は大館市が3万4,200円、比内町が2万7,240円、田代町が2万4,900円でございます。これを平成19年度まで大館市は段階的に引き下げ、比内町・田代町は段階的に引き上げ、平成20年度に2万8,000円に統一する内容でございます。

次に、2ページの追加資料2をごらんください。A4版の用紙でございます。

保育所関係予算の一般財源比率調べでございます。平成16年度では、1市2町の歳入合計が3億2,766万円、うち保育料が1億7,040万8,000円となっております。歳出合計が9億4,162万3,000円、歳出から歳入を差し引きました差額が6億1,396万3,000円で、これが一般財源からの持ち出しとなっております。

次に、保育料を統一する平成20年度見込みでございますが、1市2町の歳入合計が3億1,628万円、うち保育料1億5,939万3,000円となっております。歳出合計を現行、平成16年度どおりの9億4,162万3,000円と過程しますと、一般財源の持ち出しは平成16年度に対して1,138万円の増となり、6億2,534万3,000円となります。

以上、使用料、手数料等の取扱いのうち保育料についての追加資料の説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 それでは、協議案の第20号について質疑に入りたいと思っております。ご意見、ご質問ございませんか。はい、荒川委員。

荒川邦隆委員 田代町の荒川でございます。

昨日、うちの方で全員協議会を開催いたしまして、今日の使用料、手数料等議論したわけでありませんが、見たとおり田代町は今まで非常に少子化に対し積極的に取り組んできた経緯があり、数字から見ても非常に保護してきたという側面があります。協議会の中でも非常に値上げした場合のアップ幅

が非常に負担になるのではないかと、そういうものが懸念される。それで、できるだけ値上げ幅を抑えられないものかと、そういう意見が大半であります。それと同時に、新しい資料に基づきますと非常に財政的に厳しいのはわかりますけれども、そこら辺を事務局どのように考えておるか、ご回答をお願いします。

事務局 下げることによっての財政事情ということをどう考えているかということでございますか。

荒川邦隆委員 はい、上げ幅、総合的なこれを出した経緯です。

事務局 福祉専門部会の部会長が見えておりますので、その点についてご説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

田中良男専門部会長 福祉部会長の田中でございます。

ただいまのご質問でございますが、今の保育所の保育料の問題ですが、今、事務局から説明ありましたとおり、基本的には3市町での段階でのすりあわせということで7.5割を基準にしまして設定いたしました……。

議長 ごめん、よく聞こえないの。

田中良男専門部会長 すみません。もう一度申し上げます。

保育料の設定につきましては、1市2町の事務レベル段階では、国の基準額の7.5割という設定に基づきましてすりあわせを行ったところでございます。いずれ保育料は、今後いずれ大変下げることによりまして財源的には厳しくなるというのは言われておりますけれども、いずれにしましても、今後、国の三位一体化の関係でございまして、公立保育所の運営費の負担金というのは従来であれば国が2分の1、県が4分の1の負担で市町村に入ってきたわけですが、16年度からは、これがすべて一般財源化というわけで所得譲与税がかかりまして、交付税、一部交付税算入という形になってきますので、そういう意味で、この公立保育所の運営費も厳しくなることが想定されます。そういう意味から、我々の段階ではその中間の数値ということで7.5割ということで今回提示させていただきました保育料でお願いしたいというのが私どもの考え方でございます。

以上でございます。

荒川邦隆委員 ただいま、ご説明ありました、国の財政事情を考えれば無理なのかなと思いますけれども、何か大館さんの方ではまず下げる。うちの方では非常に上がると。そうした場合に、一国二制度的なものはできないかなということをもう一度、これは会長の方へ質問であります。どうでしょうか。

議長 会長の私ですか。今、議長なんですけれども。ちょっと議長を外しましてですね、会長としての見解を求めさせていただきますと、今、市民部長の方から説明もありましたけれども、財政負担がどの辺になるのかということの、特に国の財政支援というのが非常に見えてこない現状の中です。ね、一旦お約束してしまいますと、これは絶対守らなければいけないわけですから、今の段階です。ね、これだという数字を出すとするならば7.5割ということで事務局が苦心して出してくれたと思うんです。ですから、これはもちろん新市になってからですね、またいろいろ意見を伺いながら、また検討する時期もあると思いますけれども、とりあえず今の段階で大体の比内の点、真ん中ですから、比内もちょい上ぐらいのところですね、大館、田代の中間取った案として出てきたんで、その案でひとつ皆さんにご検討いただければと思います。

はい、どうぞ。もう一つあると、ちょっとお待ちください。

荒川邦隆委員 当初、5年ほどの猶予期間でまず一律ということで、ほとんどが今回3年という目安であがってきて、そこら辺のちょっと。

議長 これも議長の方から……。

荒川邦隆委員 斎藤さん、お願いします。

事務局 前回もちょっとご説明を申し上げたところでございますが、まず税の方の不均一課税というのが、最大5年ということでございますので、まず、専門部会、分科会のすりあわせは5年のところから検討していきたいという意向でございます。その中で、いろんな方策を含めながら現在のところ3年、あまり長くいくよりも新市の一体感をもつにはみんな同じような料金を負担していくべきでないかというのが根本にございまして、まず3年をめどに調整したというものでございます。

以上でございます。

議長 仙台さん。

仙台隆義委員 実は、前の協議会で私この保育料について、大館市の負担は軽く、比内・田代の負担は大きいということで、いわゆるこれから合併説明会に入ったときに、住民に対する非常に説得力が弱いのではないかと。ましては、若い夫婦から不満が残るのではないかということの疑問を挙げました。当日はまだ詳しい数字はなかったわけなので、私もただ人口比率から見た場合の、そういう予測で質問しましたけれども、その質問の中で今、幹事会の方で再協議した結果、最初の原案どおりにいきたいと、25%でいきたいと。

ところで本題に入りますけれども、今、この管内の0歳から4歳以上の養育児は1,001人おるわけですね。その中で大館市が502人、約半分なんですよ、50%。ところが、比内は303人、約30.2%。驚くことなかれ田代には196人、約20%。ちょうど比内と田代を合算すると、大館市の保育に匹敵するわけでございます。そういう実態の中で、私今度、保育料について調べてみました。今、秋田県の9市ありますけれども、この市の保育料が驚くことなかれ、大館市が国の基準に近くて一番高いと。比内町が3割減、田代が4割減ということで、先ほど田代の方からも非常に田代は少子化対策に力点を置いておるということで、さらに今度調べましたところ、統一しなきゃならないという執行部の提案でありますと、その素案によりますと、大館市は20年度までに現在の額からモデルケースで6,100円ですか、比内は760円の引き上げ、驚くことなかれ田代は3,100円の引き上げになると。これは非常に月ということでありまして、この幼児を抱える人方は、今、養育費はもちろんであります、小学生を抱えている家庭も多いわけでございます。その小学生の今の学校のいわゆる何ていいますか授業料と、いいますか学費と、いいますか、これも3市町を見ますと非常に多くなってきていることで負担が大きいわけでございまして、特に田代の3,100円を分析しますと、この係数にありましており学校給食費が田代は210円となっております。いろいろ聞きましたところ、学校給食は年間180回されるそうでございます。それを12で割りますと、1カ月15回。この15回に学校給食を見ますと、ちょうどこの田代の負担になると。このようにいろいろな角度から追ってまいりますと、今度それぞれの市町が各地域の法改正ということで改正されるようでありまして、このことが第7回の協議会のあと新聞に出まして、それまではそんなには関心を持たない記事でありましたけれども、いろいろ各議会が協議され、その内容を見ますと数字まで発表された。これを見て非常に若い人方は不安をもちますが、今日その質問に対して再考を促すべき提案をしようと思いましたが、幹事の方では原案どおりにしたいと、もちろん会長もそのとおりだと。やはりこれにつきましては、私は非常に合併のメリット、新市計画の中で年々減少していく人口減に対して歯止めをかける、高齢化が増えていきますけれども、幼児については今の15%から12%減るんだと。何ら人口増が望めない状況の中で、今日ここで結論を出さないのであれば、これは新しい市に引き継ぐことにしたらいかがでしょうか。ご提言でございます。

議長 要するに、どういうことですか。

仙台隆義委員 今日は原案どおり決定していただくとありますけれども、こういうような文言じゃなくて、このことについては新しい新市にこの扱いについて引き継ぐというふうな表現はいかがでしょうか。

議長 そうしますと今のご提案は、この協議案件を廃止して、廃止して、新市で相談してくださいと、そういう提案ですね。どっち。要するに、今ここで決めないで新しい市になってから決めてくださいと、そういうご提案ですよ。平たく言えば。

仙台隆義委員 ちょっと聞いてください。

私ども数字的な再検討案が出ると思いましたけれども、それは何ら出なくて原案どおりの統一、原案どおり出したということでもありますので、これに対しましては非常に地域住民が反発してきておりますので、今日もしこれが論議して方向づけの数字が出せるのであれば、これはいいけれども、何ら流れを見ますと、会長も当初変えないという雰囲気の中では出ないような感じがしますので、どういふものなのでしょうか。

議長 会長に意見を求められるから困るんであります。私、本来、こういう発言をすべき立場ではございませんので、ご理解いただきたいと思っておりますけれども、どうか別にまとまらなければまた継続協議ということもありますし、これをさらにまた継続協議してもう1回事務局で検討しなさいという差し戻しも考えられるわけでもありますので、その辺のところはですね、相談の仕方だと思うんです。今は、この案件を廃止したらどうかというご意見ですけれども、これについてはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

吉田光明副会長 田代の吉田でございます。

この保育料につきまして、実は比内町さんが合併協議会に参加する前に一応事務事業のすりあわせの段階でお話しがございまして、私どもでお願いした経緯もございまして、そういうことを若干お話しを申し上げたいと思います。

当初の案では、大館市の保育料に田代の保育料をあわせると、要するに1万円程度の値上げをするという案でまいりました。ただ、私どもとしては、これまで先ほど議長もお話ししましたけれども子育て支援ということで大館市さんよりはちょっと優遇措置と申しますか、若干、町がご負担をさせていただいたという経緯がございまして、それを上げてもらうんでは、町の若い人たちにあまりにも負担が大きすぎるということで、できれば田代町よりは高くなるだろうけれども今の大館市よりは下げてほしいと、そこに一致点を見出してほしいというふうにお願ひした経緯がございまして。それから話し合いの中で7割5分という、ちょうど中間点をお決めになったというふうにも思っておりますけれども、ただ、今これを決めないでいくというよりも、今たまたま話題になっておるのは保育料でございまして、教育費からいろいろなまだ負担があるわけですが、住民の方々も、若い人たちの子育ての上で財政負担に感じているのは何かと聞きますと、保育料とか教育費の分で絶対出していかなければならない部分が非常に負担になっているというふうにも伺っております。そういった面では、新しくできる市も財政的には厳しい面があるわけですが、ただ、こういう部分はやっぱり政策的な部分が大変多いというふうに感じますので、私としては、とりあえずこの案を、何パーセントかわからないですけども、その辺はどこかに決めるところは決めていって、その先、新市の市長さんが政策として保育費なり教育費、若い人たちの負担の分をいくらかでも軽減するよう努力をしていただきたいというふうには考えているところであります。そういうことで、率がどこに落ち着けばいいのか、これは別といたしましても、ある程度の率は決めておくべきだと、案をなくさないで進むべきだとい

うのが私の意見であります。

以上であります。

議長 今、ちょっと菅原さんの方が早かったかな、手を挙げるのが。

菅原金雄委員 そこでですが、たまたま一番安い田代さんの方に大館市も比内も全部あわせるというふうなことになりますとですね、この間、我々の委員の中でお話し合いをした経緯がありますが、一般会計から持ち出しというか負担分を出ささせていただくとすれば、金額で3,500万だそうですよ、全部計算すれば。大館市さんの分も思い切って田代さんにあわせる。比内町の方も思い切って田代さんにあわせる。田代さんレベルですべからく統一をすると。それによる負担、財政負担が3,500万、会長、大したことはない額ですよ。この際、子育て支援策の、大館市は一番秋田県で力点を置いていますよというふうなアピールをしながら、ここは何かをですね、別の方の予算を減額しながら子育て支援策にまわす、その額が何回も言いますがたったの3,500万だそうです。いかがでしょう。全部田代にあわせる。私は大賛成をしたいと思えますし、大館の若い人もも手を挙げて喜ぶと思うんですが。

議長 大分、会長だけに質問がきておりますけれども、ほかにご意見ございませんか。はい、どうぞ吉原さん。

吉原 正委員 比内の吉原です。

今回、新しい追加資料が出ておりますけれども、多分、保育料の下げ幅、あるいはどこのところに設定するかというのは一番大きい原因というのはやっぱり財政的な問題だと思うんですね。今回2ページ目の追加資料の中で、一般財源の額っていうのが表示されておりましたけれども、一般財源というと私たち本当に一般会計からの持ち出しというふうに考えますけれども、この一番上の方に書かれておるように、16年度からの地方交付税措置をされたということで、私としては、この中でどれくらいが地方交付税に措置されている部分なのかというのがわからないと、純然たる一般財源からの持ち出し分というのがちょっとわからないわけですよね。それと同時に、今、どれくらいの定数がいいのかというところにいる議論になっているわけですがけれども、やっぱり田代さんに設定した場合、あるいは70%に設定した場合、3種類ぐらいの設定の中での財政的な問題というかね、そういう形できちんと算出した形で、財政の持ち出しを含めて表を作ってくださいと私どもとしては非常にわかりやすい説得力というかね、低くすればどれだけの一般財源が持ち出しになるのか、そういうことでわかりやすいわけですがけれども、ちょっとこの表だと6億いくら、これだけ一般財源がかかると非常に大きいという感じに受けるわけですがけれども、この中には地方交付税措置されている部分が入っているわけで、そういう点も加えて議論をできるような資料をいただければ、もっとこの議論はやりやすいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長 事務局、今の質問で資料出ますか。

事務局 今ちょっと専門部会、それから財政の方とも話をしたんですが、交付税の中に含まれている基準財政需用額というのがありまして、その中に含まれてくるんですが、実態をつかむのに、つかみにくいんじゃないかということでございまして、今お出ししました資料ですと、保育費にまず6億以上のお金がかかっているわけですが、保育事業として。その中でどのくらいのものか、調べてもらいますが、それで把握できればこの次には出していただきたいと思ってございます。

議長 そうしたら、議論がちょっと長引き過ぎたので、私の方から少し皆さんに提案させていただきますけれども、必要な資料はもう1回提出させていただくということが一つ、次回にですね。ということで、だからまた全体の額なり見直しができないかどうか、事務局に再検討させるということで継続協議にさせていただくというのはいかがなものでしょうか。今ここで何ほ話し合ってもまたずっ

と続きますのでね。

菅原金雄委員 田代に合わせた場合と比内に……。

議長 まあまあ、そういう資料も含めてですね。最大限、最低限というのはいろいろ変化をつけてね、交付税でも大体どのぐらいだということも含めて。

荒川邦隆委員 さっき、菅原さんが言った3,500万、それを文章にして。うちの方では6,000万近く……。

議長 ですから、そういうことも含めてきちんとした数字を出してですね、田代にあわせた場合いくら、比内にあわせた場合いくら、交付税がいくらということも含めて、事務局の方にですね、幹事会の再検討してもらって、次回にまた再度提案してもらおうというんでいかがでしょうか。ここでずっとやっても何ぼしてもきりないんで、継続協議でご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 はい。そのようにさせていただきます。次回までに一定の案を詰めて、また事務局の方で提案してください。

それから、これもまた前回継続協議となっております協議案第21号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。

この案件についても追加資料が提出されておりますので、事務局の説明をお願いします。はい。

事務局 協議案第21号、補助金、交付金等の取扱いについて、継続協議をご説明いたします。

第8回合併協議事項の3ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第21号につきましては、調整方針は前回8月2日の第7回合併協議会におきまして提案した内容のまま変わってございません。前回は補助金、交付金等の全般に関しまして統一的な調整方針を提案しましたが、いろんな意見が出されまして、基本的な考え方を整理し、新市の予算に反映されるまでの流れ等を次回に示すということで継続協議とするようになってございました。

今回新たに追加資料といたしまして、補助金、交付金等の決定に係る基本方針を提示してございますので、そちらの追加資料によりご説明いたします。

別紙、協議案第21号の追加資料をごらんになっていただきたいと思います。2ページものの資料でございます。よろしいでしょうか。

この基本方針の中身はですね、1市2町での予算編成時における補助金、交付金等に係る予算編成方針等の内容を記載したものでございます。読み上げまして説明にかえさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

補助金、交付金等の決定に係る基本方針

新市の補助金、交付金等の決定に当たっては、下記の事項に十分留意して、1市2町間で協議して決定するものとする、としてございます。

記書き、全部で6項目の方針がございます。

- 1 新市の均衡ある発展と速やかな一体性の確立、住民の福祉の向上に資するよう十分配慮して、決定すること。
- 2 公共的団体への交付については、団体統合の推進状況や統合後の運営・活動のあり方等を十分勘案して、決定すること。
- 3 既設補助金等の存続に当たっては、交付先と事前に協議・検討し、補助金調書を作成するなど、

補助金等の必要性和有効性を確実に検証して、決定すること。

4 長年の慣習にとらわれることなく、所期の目的を達したと認められるもの、又は、補助金等を交付しても目的を達し得ないと判断されるなど交付の有効性に疑問があると認められるものについては、廃止すること。

5 補助金等は、一定の交付期間後、終期を設定するサンセット方式とし、聖域を設けることなく、官民の役割分担のあり方等を含め、その必要性を確認し、見直しを図っていくこと。

6 各種団体の運営費補助金については、団体の自主性・自立性の向上や運営の効率化、自主財源化を要請していくこと、以上の内容としております。

以上、1市2町が交付している補助金等の取扱いにつきましては、ただいま読み上げまして説明にかえました補助金、交付金等の決定に係る基本方針、それから前回まで提案してありました補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針、この二つをあわせまして1市2町間で慎重にすりあわせを進めていく、こういう内容になります。これらの方針等が今日ご確認いただければ、今後の事務作業としまして、補助金等の交付条件、それから交付金額等に関する補助金交付要綱の策定整備作業についても順次進めていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

2ページ目の方には、現在、大館市で予算査定時に用いています補助金調書の様子を添付してございます。ごらんになっていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 それでは、次に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。はい、佐藤委員。

佐藤照雄委員 田代の佐藤です。

基本方針、明確に6項目が出されておるわけですがけれども、ただ、統合一体性に時間がかかると。そうした団体については、これまでどおり補助金が出されるのかということについての確認をさせていただきます。

事務局 補助金の交付額の決定につきましては、これまでもですね、最終的には予算の査定の段階でそれぞれの首長さん方がいろいろ財政当局と協議しながら決めてきたということでございますので、この場でどの補助金が残っていくのかとか確約するということは、我々事務サイドでちょっとお約束できがたい問題でございますので、先ほどの方針に従って最終的には3首長さん方でご協議いただきながら決めていただくことになろうかと考えてございますが。

幹事長 すいません。佐藤委員のご質問に幹事長からお答えさせていただきますが、統合できない状況になった場合にはですね、当然分けるとか、つまり別々に補助、交付金を出すとかですね、そういうふうにならざるを得ないと思っております。それを今決めていくということはなかなか難しいことですが、ここに書いてありますように、ぜひ統合をひとつ頑張っていたいただきたいと思います。最終的にというか、年度、次年度予算が編成する段階になってもなお統合できない場合ですね、標準に基づいて検討することになると、そう思います。

佐藤照雄委員 大体わかりましたけれども、31号との関連も大分出てくる部分がありますので、その他のことについては31号のときにみたお話ししたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

「なし」の声

議長 それでは、協議案第21号追加資料で基本方針をここで決定させていただくということで異

議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 そのようにさせていただきます。

続きまして、協議案第30号であります。合併の期日についてを議題といたします。

本案件は第2回合併協議会において、「合併特例法の特例措置期限である平成17年3月31日までの合併を目指す。ただし、法律が改正された場合は、改めて協議する」と決定しているわけであり、今回合併特例法が改正されたことに伴い、再度協議いただくものであります。

本案件については、最初に事務局の説明を受け、その後、大館市議会、比内町議会、田代町議会の各々の協議結果をお話しいただいた上で委員の皆さんにご協議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に事務局から説明を求めます。

事務局 本案件につきましては、本日皆様のテーブルに協議案第30号の差し替えとしてお願いしたものでございます。ごらんいただきたいと思います。

合併期日について。

合併期日を次のとおりについて、再協議を求め、としてございます。

枠の中でございますが、今般、新しく合併の期日は平成17年6月20日とする、と記載させていただいてございます。

若干の経緯をご説明を申し上げたいと存じます。前回の第7回合併協議会において、皆様方に参考資料として法律の一部改正の概要についてお配りしているところでございますが、合併の期日につきましては第2回の合併協議会で平成17年3月31日までの合併を目指す、下の方に書いてあるとおりでございますが、ただし、法律が改正された場合は改めて協議するというところで確認されてございます。市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成16年5月19日に成立いたしまして、合併期日の延長に係る規定につきましては、5月26日から施行されてございます。合併特例法が改正されましたことから、合併期日の再協議に備えまして合併協議会の幹事長であります佐藤大館市助役が7月下旬に1市2町の首長さん方、市長さん、町長さん方の意見調整を行ってございます。その結果、比内さん、田代さんにつきましては、合併で編入合併で町がなくなるということで、合併協議や合併の準備にもう少し時間をかけて住民の方々の不安を取り除いて十分に理解を得てから合併したいということで、さらに3カ月程度の時間がほしいということでございました。大館市長としましては、市として17年3月までの合併を目指してきているんですけども、編入される側の比内町さん、田代町さんにとって合併期日は自治体に対しての幕を閉じる大変厳粛なときであり、両町長が民意をまとめるためにもっと時間がほしいとして、どうしても期日を延期したいということであれば、両町の立場や考え方を尊重して柔軟に対応したいと、議会の意向を伺いながら柔軟に対応したいということでございました。

ただ、期日を変更するにあたりましては、田代町議会の議員の任期が17年の9月の末に迫っていること。それから、1市2町の農業委員会の委員の任期が平成17年7月19日となっていることで、その選挙の告示日以前の合併を考慮する必要があるのではないかということでございました。そしてまた、比内町さん、田代町さんともに農業委員会の選挙を考慮したとしても、6月定例議会を最終議会とすることも考えているということでございました。

こうした幹事長の意見調整を踏まえまして、8月6日午後に3首長さん方の再協議をした結果、議会の理解をいただければ合併期日を「平成17年6月20日」にしたいということになった次第でございます。そういうことから各議会のご協議をお願いしたという経緯でございます。

以上、事務局からの報告でございます。

議長 次に、伊藤委員、大館市議会での協議結果についてご説明をお願いします。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

昨日、午前10時から全協ありまして、6月20日、合併期日に意見の一致がみられませんでしたので、賛否を取りました。賛成が17、反対が2名、保留が8名です。

ちなみに反対の理由が、当局から渡されました大館市全協への説明の資料の中で、6月20日、年度替わりますと不透明ながら3億2,000万が多く合併後に入ってくるということの不透明さがあるので、地域住民に果たしてそこまで責任もてるのかという、財源がはっきりしないものに対して応えることができるのかということで反対をしますという方と、一つは事務局側が一生懸命3月31日にあわせて頑張っているのに混乱を来す、それから6月20日にする住民へのメリットが見えないということの意見がありまして反対の方が2名おりました。

保留の方々は、いろいろありまして保留ですが、主なものはもうちょっと、これは市長への苦言ですからここでは言いません。あともう1人は、もう少し住民の意思や議会の意思、多くの議論をもっとすべきなのに足りないのではないかと、そういうことで今回は保留にしたということですが、いずれ大館としては6月20日の合併期日を了承するということになりましたので、お伝えをします。

議長 ありがとうございます。

それでは、次に渡辺委員、比内町議会での協議結果についてご説明をお願いします。

渡辺久憲委員 比内の渡辺です。

私どもの議会は、この問題に関しまして2度全員協議会を開催しております。1回目は議長主催ですね、2回目は町長からの要請で全員協議会を開催いたしました。

1回目の8月16日はですね、8月2日の法定協の協議の内容を委員の方々に報告して、それからですね、今後進む内容について、協議する内容についての各議員の意見を聞くと、こういう形で比内町の場合は進行しておりますので、まずその点をご了解していただきたいと思います。

8月の1回目の全員協議会においては、議員の活発な意見を求めるということでありますので、それぞれの立場からですね、意見を述べたと思います。その結果、合併は当初からのですね、目的ですか、そういう意味では今17年の3月31日が望ましいのではないかと、そういう意見が多かったわけですね。ただし、これからですね、その場合、6月20日というそういう声もありましたけれども、その場合、6月20日まで延びても、いわゆる納得のできるそういう資料ですとか説明があれば、あえて3月31日にこだわる必要がないのではないかと、そういう意見もありまして、それは両論併記という形で一応その日の全員協議会は終わっております。

その後を受けてですね、町長、また町の方から全員協議会の要請がありましたので、8月の20日にですね、今度は町当局をまじえての合併推進について協議したわけであります。その結果、町当局、あるいはまた町長からですね、それぞれ17年の3月31日ではいろんな面においてまだ町としては十分な住民に対しての説明もできないような状況ですし、いろんなことがあるから是非、ひとつ17年の6月20日の案で了承していただきたいと、こういう説明がありました。それを受けて、全員協議会をした結果、大方の議員の方々の了解を得て、6月20日でも結構じゃないかと、こういうことあります。

ただ、若干の委員の方からは、法定協議会の内容は、全員協議会の場合からいくと、ここで17年6

月20日というその決定をするのはなじまない、そういう意見がありまして、了承ということでなくて、一応説明を聞くという、こういう発言をされた議員もあります。大体の方々は、そういう当局の説明を聞いてやむを得ないという、所般の事情から勘案しますと17年の6月20日でもそれはいいんじゃないかということになりましたので、以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、荒川委員から田代町議会での協議結果についてご説明をお願いします。

荒川邦隆委員 田代の荒川でございます。

うちの方はですね、先ほど首長が報告いたしました8月6日に首長方の打ち合わせを幹事長のもとで行ったと、こういう報告を町長から受けました後、できるだけ早い時期にということで町長から要請がありまして、8月12日に議会議員の全協を開いたわけでありまして、

6月20日にしたいという理由は、すべて皆さんおっしゃってございましたけれども、中に明確なる理由を示していただきたいという意見もありました。それに対して町長が丁寧に説明をしながらですね、最終的に採決いたしましたところ、全会一致6月20日を了承したと、こういう経緯であります。

以上終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局、そして伊藤委員、渡辺委員及び荒川委員から説明されたわけでありましてけれども、大館市議会、比内町議会及び田代町議会とも合併期日については平成17年6月20日とするということで意見集約されております。これを踏まえまして、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。どうぞご発言ください。はい、どうぞ。

菅原金雄委員 その6月20日の合併の期日にするという行為を行うまでの前段の諸手続きが必要だと私は思うんですよ。その一つは、3市町の意思統一を図りながら、それを県議会に諮っていただく。さらには国にそれを、県議会から出していただいて、県の許認可をいただいて合併に事が至ることだと思っております。だとすれば、その20日に合併をするための諸手続きをどの段階までにこの協議会で完結をすればいいのかということの最終的な期日をですね、お知らせをお願いしたいと思います。私個人的にですが、大館市さんの方にそれを、日にちを入れてというか、ここまではこれを抑えなければだめですよ、あるいはこれはここまでで県議会に例えば上程して認めていただきますよと、それから国に対する手続きはここまでですよというふうな具体的な期日を入れた工程表ではないわけですが、いわゆる進んでいかなければならない段階別のものをつくって、もしこの会におだしいただければありがたいというふうなことで要請をしておいたつもりなんです、伝わっているでしょうか。具体的な抑えた部分をですね、ご説明をまずお願いしたいと思います。

事務局 合併の期日に伴いますスケジュールでございますが、事務サイド、幹事会と相談したところでございますが、合併の期日を決めていただいてからスケジュールをお示ししていきたいと。この次の法定協議会...今回期日が決まるのであれば、この次の協議会にはスケジュールをお示ししたいと。

議長 いやいやちょっと待って。今、そういうことを聞いているんじゃないんだよ。6月20日に合併をするという期日を設定した場合に、この協議会も含めてどういうふうな大まかな日程になるのか。そうすると、県議会というのは2月・3月になりますから、そうすると2月中に案を提出しなければいけないと。だから、そういう段取りをお話してくださいということを言っているわけです。

事務局 申しわけありません。事務局の一存で話していいのかどうかということでありましたので、失礼いたしました。

私どもとしましては、県議会...新法の中では17年の3月まで、改正法の中ではですね、17年の3月までに...

議長 いやいや、だから17年じゃなくて、6月20日にやるとするならば、県は3月議会ですよ。そうしますと、3月議会ということは、遡れば何月、2月までには県の方に出不さなきゃいかんでしよう。それ以前の問題として申請書というのはいつ出すんだと。そして、そのためにはこの合併協議会で何をいつ決めなきゃいかんかということ具体的に話してくれという質問です。

事務局 県議会そのものは2月議会でございますが、最終日の3月には議決をしていただかなければならないんじゃないかと考えております。と申しますのは、定例会を押さえていきますと次の定例会が6月でございますので、2月定例会の最終日、3月に入ると思いますが、その辺で議決をお願いして……

菅原金雄委員 いやいや、こうなればこうじゃなくて、通常の流れを説明してください。例えば定例会に3月までに提出しなければだめだと、あるいは国はいつごろまでに許認可の申請をしなければだめだと、そして返ってくる返事がいつごろ返るのだと、そして6月20日にいわゆる合併ですよというふうなきっちりしたそれを答えてください。あなたのように、こうでなければこうとか、ああでなければああとかこうだなんていう話でなくてですね、きっちりその資料を抑えた話をしてください。

事務局 県議会には3月の、2月定例会の最終で議決をお願いしたいと考えておりますし、それが県の方で議決になりますと、その後1カ月程度で総務大臣の合併に対する告示が出るものと考えてございます。そうしますと、4月に入ったぐらいじゃないかと考えてございます。それから、県に申請するまでには、県議会に申請するまでには最低でも県議会にかかる1カ月前には出不さなきゃいけないというふうな指導を受けてございますが、まだ具体的に合併の期日が変更になった場合において、どういうふうに進めるのかということをお県と相談しておりませんので、この辺はご容赦いただきたいと思っております。

議長 みんなイラついてますので、もうちょっと平たく、この間のスケジュール表あったでしょう、あのざっぱなところでいいから、今の段階ではというところで話をしてください。だから、その前、前、前でいくとどうなるのか。全体のスケジュールがあるでしょう。

事務局 現在の段階では、事務局で考えているスケジュールですけれど……。

議長 それで結構です。現在、事務局が考えているスケジュールではこういうことだと。

事務局 現在の事務局で考えているスケジュールでご説明申し上げます。

11月の下旬に合併の協定の調印を行いたいと思っております。そして、12月の議会定例会で各議会の議決をお願いして、県の方に申請をしたいと、12月末か1月の初めに申請をしたいと考えてございます。そして、2月定例会で県議会の議決をいただいて、4月には総務大臣の合併の告示が出るんじゃないかと考えているところでございます。

議長 最初からそう言えばよかったの。

菅原金雄委員 ということは、いずれにしてもかなりハードなスケジュールですし、このとおり進んでいかないと、いわゆる合併の改正された特例法の恩恵も受けることができないというふうなことになるわけですよ。ですから、何ていうのかな、6月20日の合併期限ではいいとして、その前段の作業についてはこういう順序で進んでいくというふうなことを今日確認してですね、そういうぐあいに進めてもらいたいと私は思います。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 それでは、改めて確かめさせていただきます。

議案第30号、合併の期日については原案のとおり「平成17年6月20日」と決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、協議案第30号は原案のとおり「平成17年6月20日」とすることに決しました。

ここで協議案件がまだもりだくさんでありますので、10分ほど休息をはさみたいと思います。よろしくお願ひします。再開は10分後であります。

(休 憩)

司会 それでは会議を再開したいと存じますので、会長から会議の進行を再度お願ひ申し上げます。

議長 それでは、休息前に引き続きまして会議を行います。

協議案第31号、公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、協議事項の5ページ目をお開きください。

協議案第31号、公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

囲みの中の調整内容でございます。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

1. 共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
2. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
3. 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

次に、参考資料綴りの方をごらんいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

ここで、さきに配付してございます参考資料の一部に誤りがございましたので、訂正させていただきますようお願いいたします。訂正箇所は2カ所でございます。

1ページ目をお開き願ひます。1カ所目は、住民部会関連の中ほどに公共的団体として大館市交通指導隊、比内町交通指導隊、田代町交通指導隊を横並びに記載してございます。これにつきましては、1市2町において交通指導員に関する条例や規則などにに基づき、設置に必要な事項を定めておりまして、行政内部の組織でございますので、公共的団体に該当しないということで削除をお願いいたします。

次に、2ページをお開き願ひます。2カ所目は、2ページの産業部会関連の下段の方でございます。大館市農業振興地域整備促進協議会、比内町農業振興地域整備促進協議会でございます。これにつきましても、それぞれ市、町で規約に基づき設置に必要な事項を定めておりまして、事務局も担当課に置いてございます。これも行政内部の組織であり、公共的団体に該当しないため削除をお願いいたします。

以上、大変お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、参考資料をご説明申し上げます。

1 ページから 4 ページに各部会ごとの主な公共的団体をまとめてございます。この主な公共的団体でございますが、団体の設置につきまして、市、町が補助しておる団体。二つ目としまして、市、町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体。三つ目としまして、市、町の事業について大きく関与している団体。これらに基づき、主な団体を記載してございます。

1 ページ目の企画、総務、税務部会関連の項目をごらんください。1 番最初に、大館市統計協議会、比内町統計調査員協議会、田代町統計調査員協議会と横並びになってございます。このように 1 市 2 町とも共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとしておりまして、現在、その作業に入っておると伺ってございます。また、その他の団体で統合に時間を要する場合は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとしてございます。

また、比内町の比内塾など独自の目的をもった団体で、1 市 2 町それぞれに単独で設置されておる団体については、原則として現行のとおりとするものとしてございます。

以下、1 ページから 4 ページにかけまして、住民、福祉、産業、教育など関連する主な公共的団体を記載してございます。

次に、参考資料の 5 ページをお開き願いたいと思います。

公共的団体の取扱いに関する法令を記載してございます。市町村の合併に関する法律第 16 条第 8 項においては、公共的団体等は市町村の合併に際しては合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない、と定められてございます。

以上で、公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 協議案第 31 号について質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。ちょっと佐藤さんの方が早かったですね。その次...じゃあちょっと待ってください、どうぞ。

佐藤照雄委員 ただいま 31 号について説明をされましたけれども、今の説明では十分に心配な部分がありますので、質問したいと思います。

現在、この資料にあるとおりの団体の中で、合併の協議が進んでいるところと全く手つかずの団体もあると思いますが、こうした手つかずの団体については今後どのような合併の推進策というか、その具体的な進め方をお示しいただければありがたいと思います。

事務局 基本的には、担当する専門部会、分科会においていろいろ各団体とお話しをさせていただいてございます。その団体いろいろご都合もございまして、合併時にすべて足並みが揃うということではないと思いますが、こちらの方としましては、行政側としましては、できるだけ調整をとりながらひとつやれるものはやっていただきたいということでございます。

菅原金雄委員 いやそれ公共的な問題、私的な団体それだと答えにならないでしょう。佐藤さんが聞いているのはどっちの団体のこと言ってるのか、ちゃんとあなたから聞け。今やっているのは公共的な団体の話でしょうよ。

議長 答弁、当局。簡単に明瞭に答えてください。

事務局 できるだけ関係団体のご理解をいただきながらしていただくように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

佐藤照雄委員 一般的にはそうした答えになるうかと思えますけれども、実際の作業になっていくと、どうもそれでは何となく理解しがたい部分がありますので、もう少し中身を具体的にお話しいただければありがたいと思います。

議長 もうちょっと具体的に質問してもらわないと、何のことを聞かれているのか多分、当局もわ

からないと思う。

佐藤照雄委員 それでは、ちょっと待ってください。

議長 あんまり漠然としているのでね。すいません、何ですか。

佐藤照雄委員 ある程度、具体的な、こちらの方から具体的な例を示していきたいと思います。

議長 はい、どうぞ。

佐藤照雄委員 こういう心配があるということで、こうしたケースに関してはどういうふうに進めていくんだと、そういうことも含めてですけれども、まず、この名指しはしませんけれども、こういうケースがあるということで、固有の団体名は言わないけれども、まず、この団体は各市町村においても社会的な必要性を問われている、大分前からの組織されている任意団体、これは比内、田代は以前からやっております。大館市は、最近、上部団体として県とか国の上部団体があるわけですがけれども、大館市は県の方から強く要望されてできた団体があるわけですがけれども、その団体は田代、比内においてはそれなりに活動して、結構活動している団体でありますけれども、大館市の場合は独自の活動がないように思われます。そうした中で、それが合併を進めていった場合、本来であれば大館市の団体が主導権を握りながら合併作業に入っていくというのが大体のやり方であると思うけれども、それがなかなか進まない部分があるのではないかと。もし合併された場合、田代のこれまで行ってきた活動、比内の活動が停滞するおそれがあると…。

菅原金雄委員、何の団体、何の差し支えがあるの。

佐藤照雄委員 いろいろ差し支えがあるので、ちょっとあれですけれども…。

議長 ここに書いている団体ならば名称言ってください。それに別に主な公共的団体とここに名簿に書いているんだから、何か差し支えないならどうぞおっしゃってください。

佐藤照雄委員 ということであれば、あえて申し上げたいと思います。

教育部会の関連の方の中で、中段の方に青少年育成大館市民会というのがあつたわけですね。こうしたことで、これが合併協議に入っていく可能性がちょっと薄いのではないかなと。かなりの行政の方からの指導性をもっていないと大変じゃないのかなという部分も私はあると思います。そうした中でもし合併したとしても、今の活動の内容に大きな隔たりがあるので、それはどうなるのかなということも危惧される要素があります。

議長 ちょっと私お伺いしたいんですけども、今、公共的団体等の取扱いについての基本方針について今ご議論いただいているわけですね、個別のことについてはこれからやっつていこうということですね。それよろしいですね。今ご議論いただくのは、いいですね。

佐藤照雄委員 はい。

議長 それから、今、そうはいうけれども、この青少年市民会議と町民会議いろいろあるけれども、これ合併できないんじゃないかという危惧があると。そういうことをおっしゃったわけですね。それについて何を答えればよろしいでしょうか。

佐藤照雄委員 こうした場合の中で、21号の中では、それに関連して聞いたわけですがけれども、補助金のこれまでの継続というものもあるのかという部分と、いずれ、これは合併への方向を探っていかなければならない長期的な問題ではあると思うけれども、それゆえに合併を控えて、それがどういふふうになっていくのかという心配があるということでございます。

議長 ですから、ご質問の中身は何ですか。具体的にお願いします。当局もちょっと答えようがないんでね。

佐藤照雄委員 結局ですね、そういう心配があるので、こういう場合はどういふふうな方策がある

のだろうかということも感じているわけです。

議長 はい、どうぞ。

幹事長 佐藤委員のご質問、よくわかります。よくわかりますというと、関係した経緯があるものですから。ただですね、名簿の公共的団体の成立の状況とかですね、現在の活動状況、つまり実態をよく私どもとしては把握しながら、統合をする必要があるものはお願いして、統合できないものはやはり無理だという判断をしながらまとめるようにしたいなど。いつかはですね、取り組んできた状況を一覧にして、うまくいきそうだとか、やはり無理だということをお示ししたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。もう1人、佐藤委員。

佐藤信行委員 確認したい意味もありますが、田代町には、企画、総務、税務部会のところでありますが、田代町町内会協議会というのがありますが、似たようなのが大館市にもあるように伺っておりますが、大館市には大館市町内会協議会というものと大館市行政協力員協議会とこういう二つのものがあるというふうに伺っておりますが、大館市の場合の名簿からの欠落が何かなのかなというふうに思いますが、もし大館市もあるとすれば、これは調整方針の1に該当するのか3に該当するのかということをお尋ねしたいと思います。

議長 どれだ、載ってない……。質問は二つだと思うんだよね。まず載ってないのは何でだっという話。あるかないか、大館市にもそういうのが。

事務局 まず、町内会のいわゆる協議会というのは大館市にはございません。それから、行政協力員の関係につきましては、市で委託している方々ですので市の機関という形でとらえさせていただいております。

佐藤信行委員 そうしますと、それと田代町の町内会協議会は異質のものであるというふうに理解してよろしいですか。

議長 基本的に町内会長と行政協力員は異質のものであります。

佐藤信行委員 そうですか。わかりました。そうしますと、田代町町内会協議会の場合は調整方針の3番に該当するわけですね。

事務局 そのとおりでございます。

佐藤信行委員 はい、わかりました。

議長 あくまでも町内会は独自の組織であって、行政の下部団体ではありませんので、独自の団体というぐあいに我々とらえております。その辺がね、ちょっと町と市ではとらえ方が違うんで、うちの方では行政協力員の会議というのはですね、行政の組織の一部として扱ってまして、町内会は町内会で、あくまでも独立した、独自の組織であると。

菅原金雄委員 いや1ページについてるよ。田代町の上から4番目。田代町町内会協議会……

議長 ですから、それは田代町とすれば主な公共団体として挙げてこられたということでありまして。載ってないということ…。

菅原金雄委員 今、載ってないと言うから大館市の場合は分かるんだけども田代の場合は……

議長 そのとおりですね。田代の四つ目に載っておりますから、名簿にはね。ただ、その取扱いどうするかは今後の話でありますけれども、ということですね。貴重なご提言ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようであれば、議案第31号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 31号は原案のとおり決することにいたします。

それでは、協議案第32号、介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、協議事項の6ページ目をお開きください。

協議案第32号、介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中の調整内容でございます。8項目ございます。

1. 介護保険認定審査会については、合併時に大館市に統合する。
2. 第1号被保険者の保険料率については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
3. 第1号被保険者の納期については、合併時に大館市の納期に統一する。
4. 介護保険事業計画運営委員会については、合併時に大館市の制度に統合する。
5. 介護保険事業計画については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
6. 介護保険料の減免については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から制度を再編する。
7. 介護保険利用者負担金の減免については、合併時に大館市の制度に統一する。
8. 介護保険要介護認定訪問調査については、合併時に大館市の制度に統一する。

次に、参考資料綴りの6ページをごらん願いたいと思います。参考資料、協議案第32号資料1でございます。

1の介護保険認定審査会についてでございます。現在、大館周辺広域市町村圏組合に介護認定審査会を設置して、被保険者の介護度を審査判定しておりますが、合併時に大館市に統合する調整方針でございます。

7ページをお開き願います。

2としまして、第1号被保険者、これは65歳以上の方でございます。この第1号被保険者の保険料率についてでございます。第1号被保険者の保険料率については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する調整方針でございます。これは、条例で15年度から17年度まで保険料率が定められておまして、平成18年度が改定の時期でございます。このため、17年度において見直しを進めます第3期介護保険事業計画に基づきまして、適正な保険料を算定し、18年度から統一を図るものでございます。

3の第1号被保険者の納期についてでございます。大館市、比内町の7回の納期に対し、田代町は納期が1回多くなっておりますが、合併時に大館市の納期に統一する調整方針でございます。

次、8ページの4でございますが、介護保険事業計画運営委員会については、比内町、田代町の方々も委員の構成員としまして、合併時に大館市の制度に統合する調整方針でございます。

5の介護保険事業計画については、各市、町の第2期事業計画が平成17年度までであるため、17年

度は現行のとおりとし、第3期事業計画に向けて見直しを図り、平成18年度から事業計画を統一する内容でございます。

9ページをお開き願います。

6の介護保険料の減免については、災害、失業などの場合を規定してございます。比内町では、平成15年4月から収入が特に少ない被保険者について、申請に基づきまして独自減免をしてございます。介護保険料の減免については、17年度まで現行のとおりとし、18年度から制度を再編する調整方針でございます。

7の介護保険利用者負担金の減免については、大館市で独自に実施してございますが、これについては合併時に大館市の制度に統一する調整方針でございます。

11ページをお開き願います。

8の介護保険要介護認定訪問調査については、現在、大館市は市の調査員が、比内町、田代町は居宅介護支援業者へそれぞれお願いしてございます。これにつきましては、合併時に大館市の制度に統一する調整方針でございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

ここには、秋田県内の介護保険料の設定状況をまとめてございます。この状況を見ますと、不均一賦課としては1年間としておる事例が多いようでございます。

以上で、介護保険の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 協議案第32号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。はい、伊藤委員。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

文言の確認をしたいんですが、一つ、納期、大館市の納期に統一するとか大館市の制度に統一するということは、大館市の制度、納期が決まっているものと同じものにすると、例えば8ページの4とか7ページの3のところの徴収の部分については大館市の7期まで、この部分で統一するというところで理解していいのかが一つ。例えば、8ページの4の名称が大館市介護保険事業計画運営委員会、これで任期、委員の数、報酬、これに比内、田代のものが、この制度に統合ですから、この委員の数に変更がないということを示しているのかがどうかと、もう一つは、例えばその下の5の、その前でもいいですね、7ページの2の17年度まで現行のとおりとし、18年度から統一するというのは、改めて金額を設定して統一するという意味なのか、大館市の金額に統一するという意味なのか、その確認をしたいと思います。

議長 3点について。

田中良男専門部会長 分科会の会長の方からご説明させていただきます。

芳賀利彦分科会長 第1点目の納期のことですけれども、大館市の納期に統一するというところでございます。

それから、介護保険の事業計画運営委員会の方でございすけれども、これにつきましては人数をこのままにして比内、田代町さんの委員を入れるか、それとも増やすかという二つの方法で検討しているところでございます。

それから、介護保険の事業計画、これ統一ということですが、平成17年度にですね、介護サービスの見込み料を設定しまして、それに基づいて新たな保険料ということで保険料を改定すると、そういう形での統一ということでございます。

議長 算定の、要するに新たな18年からのものについては、3期の中で検討しますと、その統一で決めていくと。

芳賀利彦分科会長 はい。

議長 そういう意味ですね。

芳賀利彦分科会長 はい。

議長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問。はい、吉田副会長。

吉田光明副会長 今のことに関連して、そしてまた全体的な部分に関連してお尋ねしたいと思えます。

今、委員等につきましては大館市の制度に統合するということでありました。ただ、介護保険のみならず、いろんな委員がいるわけでございまして、多分、前には国保の審議の方も大館市の制度に統合するという表現だったと思います。この先、そういう委員の構成等出てくれば、多分すべてが大館市に統合するというような表現になってくるのかなというふうに思いますけれども、地域性のある委員がどうしても必要だと。今の介護保険の委員には必要だという場合の調整方法を統一したものがあのかないのか、お聞きしたいと思えます。というのは、今、この人数のまま、大館の人数のまま田代、比内を入れてくるとなると、それまで委員はいないのか。例えば、6月20日と決まったわけですから、7月1日からの委員はいないのか。6月20日の時点では空きがあるのかないのか、あるわけですから、そうなる場合と合併時に統一するということになっていきますけれども、2年後にならないと大館の委員、新しい市の委員には比内と田代からは入っていけないということになりますので、その調整方法等について統一した考え方を示していただきたいというふうに思います。

議長 はい。

事務局 特別職の全体像につきましては、現在、特別職の取扱い、こういう審議会等ですね、こういう方々については、今、人事分科会、専門部会でどういうふうな形でもっていくかということを検討してございます。たまたま今回の介護保険の運営委員会につきましては、大館市の任期が17年3月31日でございますので、その時点でどういうふうにしていくかということは今検討しているところでございます。

議長 部会での検討結果を、検討結果をね、どういう方針にするかをまたこの協議会に説明したいといえば、それじゃあ早く説明してくださいという話になるんだよ。

事務局 そのようにいたします。できるだけ早く検討いたします。

議長 委員会で検討していますので、全部オール統一というぐあいにならないと思えますけれども、各委員、お願いしている分についてどういう形になるか、また事務局の方から説明をさせたいということでもよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

菅原金雄委員 合併を決議した時点で特別職の方々は全部消滅、田代と比内は失職ですから消滅するわけですよ。それでいいものとそうでないものが私は当然出てくると思うんですよ。今の地域性とかいろんなことを考えた場合ですね。ですから、すべから大館市に統一するは理解できないわけではないんですが、そういうもののいわゆる、これは残すべきだ、これは失職させられないというふうな主要な部分については、十分やっぱり協議をしていただきながら田代地域、比内地域のそういうものを加えていただくとか、あるいは数を増やしていただくとかという形をとっていただいて、十分手厚い方法をとっていただくようお願いいたしますよ。

議長 そういう方針で、今、特別部会で検討中で、その結果についてまたこの協議会で報告したいということでもありますので、結構ですよ、どうぞ。あらゆる部分について検討いたします。よろしい

ですね、事務局。

事務局 わかりました。

議長 はい、どうぞ。

吉原 正委員 11ページですけれども、介護保険要介護認定訪問調査ということで新規の申請、更新申請、あるいは認定変更、さまざまこれ介護保険にかかわる一番のスタート台というかね、常にこの部分がかかわってくるわけですけれども、いわゆるケアマネージャーの方々の仕事だと思いますけれども、大館市では市で実施、比内、田代では居宅介護支援事業者へ委託して今まで訪問調査をやっているわけで、市で実施ということは多分社会福祉協議会かなという感じするんですけれども、大館市の場合の市で実施の現状についてちょっと伺いたいと思います。

芳賀利彦分科会長 それでは説明させていただきます。

大館市の場合は、市が雇った非常勤の訪問調査員がおりまして、その方がですね、在宅のサービス利用者について調査をいたしております。それから、施設の方につきましては各施設に委託をすると、そういう形でやっています。

吉原 正委員 大館市での訪問調査の人数はどのくらいおるわけですか。

芳賀利彦分科会長 現在5名でやっております。

吉原 正委員 これ、従来の比内、田代でやって、支援事業者に委託してこういう認定にかかわる部分の訪問調査をやっているわけですけれども、それを全部この人数の方で全部賄うということですか。

議長 人数は増やすんでしょう、当然。

事務局、答えないから私が答えますけれども、今提案しているのは合併時に大館市の制度に統一するというのは、調査認定について市で実施する。市では、委託に出して行く。それは5人であると。別にここで5人ということ決めているわけではなくてですね、市で行うかどうかについて議論いただくということだろうと思います。体制が不十分であるとなれば、5人が7人になり、7人が8人になったって構わないわけでありまして。ということではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

吉原 正委員 基本的には市で実施ということに統一することですので、従来のような支援事業者への委託ということはないわけですか。

事務局 基本的には、公平性を期すためにということで、自分のところのですね、サービス利用者の事業者の調査というのはなくしていきたいというふうな形で協議は進めています。

議長 はい、どうぞ。

吉田光明副会長 方針はよくわかります。ただ、これまで町、私どもの町の場合ですけれども、自分たちの町でできなかったという部分がありまして、大変迷惑をかけながら外部に委託するというか、委託をして、その部分を補ってもらっていたという実情もございます。これが合併によって市が十分にサービスを行えるということであれば大変ありがたいんですが、ただこれまでお願いしてきた経緯もありますので、合併時に即一本でやってもらうというのはいかがなものかという感じもいたします。若干の猶予期間等いただきながら、これまでいたしてきた事業者ともそういうお話しをさせていただきながら統一を図っていくというような方針にしてもらえれば大変ありがたいなど。その期間はお任せしますけれども、若干の期間をいただければありがたいのかなというふうに思います。

菅原金雄委員 契約は当然市に変わるのだろうけども、事業そのもの全部変えるということになれば次の日から誰も迎えに来ないなんて、比内・田代のお年寄り方そけてしまう。

議長 調査。それではですね、1点目から7点目までは特段、ご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 そうすると、1点目から7点目までよろしいですか、原案で。

じゃあ8点目だけ継続ということにしましょうか。もうちょっと中身をね、詰めるということで、介護保険事業の取扱いについては、1から7までは原案のとおり。しかし、8点目については再度また地域の実情を十分検討して部会でもんでもらう...なるべく早くお願いします。

佐藤信行委員 8ページの介護保険事業計画の策定ですが、点数が明記されてありますが、委員会の回数・数は年間どのくらいかかるんですか。各市町。

議長 事業計画運営委員会の回数は何回くらいあるかという質問です。

芳賀利彦分科会長 大館の分だけですけども、年に2回から3回ということですよ。

議長 よろしいですか。田代、比内。比内は年額でいっていますよね。だから念のために比内と田代についての介護保険事業計画運営委員会の回数を、それでは答えてください。はい。

田代町助役 2回から3回。

議長 2回から3回だそうです。よろしいですか。それで何かご意見があればどうぞ。

それでは1点目から7点目までは原案のとおり、そして8点目については再度部会でもんでもらうということでご異議ございませんか。はい、何回でもどうぞ。

伊藤 毅委員 伊藤です。

これは比内町、田代町の皆様は納得していただけますよね。18年度から統一するという事です。この差額が大きいわけですが、大館市としては多分下がるということはないのではないかなというふうに、いざ統一のときに、このはずではないという運動をされても非常に議会としても困るのではないかなとこう思いますので、ある程度、今のうちに決めておいて納得していただけることをしていただければありがたいなと思っています。確認というか、ありがたいなと。

議長 できるから今から。18年で決めるやつだよ、これ。はい、事務局。

「というよりも、下げてくれなければ」の声

議長 それはそうでしょう。

事務局 現段階ではまだ上がるかも下がるかもわかりませんので、それについては何とも答えられません。

議長 18年度からの、もちろん新たな介護保険、介護の計画をつくって、その中で料率をどうするかを議論していただくということでもありますから、新市になった場合には当然のことながら統一したいということについては、今ここでご確認いただくわけで、今、その料率についてとか額について何か言えといっても、恐らく事務局は出てこないと思います。

伊藤 毅委員 統一でいいですよということですよ。

議長 確認したいそうでもありますけれども、統一したいということで。ですから私は1点目から7点目までご異議ございませんかということをお願いしているわけでありましてですね、特に統一についてはご異議ございませんか。そういうことで何度も申し上げますけれども、8点目については再度部会でもんでいただきまして、地域の実情を十分反映した形で案を出してもらおうようお願いいたします。

それから、協議案第33号、行政区の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明を求めま

す。

事務局 そうすれば、協議案第33号、行政区の取扱いについてをご説明いたします。

第8回合併協議会協議事項の7ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第33号、行政区の取扱いについて。

行政区の取扱いを次のとおりとすることについて協議を求め、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。

1 行政区の取扱いについては、現行のとおりとする。

2 行政協力員については、現行の行政町内会単位を基本とし、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

参考資料綴りの13ページをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

平成16年4月1日現在の行政区の数は、大館市が253地区、比内が72地区、田代町が67地区、あわせて392地区となります。

それから世帯数でございますが、大館市が2万4,294世帯、比内町が3,711世帯、田代町が2,449世帯、あわせて3万454世帯となります。

名称は、市町村名は冠しておりますけれども、1市2町とも行政協力員という名称で統一してございます。

それから、行政協力員の人数でございますけれども、大館市が295名、比内町が72名、田代町が67名、あわせて434名になります。

行政協力員の任期は1市2町とも2年でございますけれども、比内町だけが期間が1年ずれてございます。

それから、行政協力員の報酬でございます。大館市のみ月額、ほかの2町は年額報酬となっております。大館市が均等割月額3,000円、年額に換算いたしますと3万6,000円。それから、世帯割が1人当たり月額30円、年額に換算いたしますと360円。それから、比内町が均等割が年額1万7,900円、世帯割が1人当たり年額600円。田代町が均等割年額2万2,500円、世帯割が1人当たり年額500円、となっております。各々基準が異なっております。

それから、行政協力員の職務内容は、ほとんど1市2町ともほぼ同様の内容となっております。それで、これらの行政区につきましては、現行のとおりといたします。

それから、行政協力員の扱いに関しましては、現行の町内会単位を基本として合併時に大館市の制度に統一、としております。ここで統一されるものはですね、名称、それから任期、報酬、職務内容、この四つが大館市の制度に統一される、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 協議案第33号について、それでは質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。高坂委員。

高坂清子委員 田代の高坂と申します。

項目の7番、行政協力員の職務内容についてですけれども、大館、比内、田代町、最初の3項目は大体同じなんですけれども、まず大館の方なんですけれども、3項目のうちの三つ目も微妙に違います。ポツのところ、大館市のポツ三つ目、「担当区域内住民の市政に関する苦情の取り次ぎに関すること」とあります。比内さんは、「行政に関する要望の取り次ぎに関すること」。そして、田代は「担当区域内住民の町行政に関する要望や意見等の収集、集約及びその取り次ぎに関すること」ということで、ポツがもう一つあります。田代の方は、「担当区域内住民の自立的福祉や自治意識等の向上に

関すること」とありまして、私考えるに、この職務内容は田代の方にならっていただいた方が、これからの福祉の重要性や広がる道、行政区域のことも考えますと、そこを入れてくださったらいいんじゃないかと思ひまして提案させていただきます。

議長 ただいまの提案についてご意見ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようであれば、今の提案のとおり修正することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、高坂委員のご意見に従ひまして、その文言を入れて大館市の合併時における制度の統一するというにしたいと思ひますけれども、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、33号についてはそのように取り扱っていただきます。

続いて、34号について事務局から説明をお願いします。

事務局 協議案第34号、商工・観光事業の取扱いについてをご説明いたします。

協議事項の8ページの方をごらんください。

商工・観光事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

困みの中が調整方針でございますが、項目として7項目ございます。

1．空店舗対策補助事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、合併前に比内町において実施済の商店街等活性化事業については、現行の取扱いを継続する。

2．中小企業事業資金融資あっせん制度については、合併時に大館市の制度に統一する。

3．中小企業融資あっせん資金保証料補給制度については、合併時に大館市の制度に統一する。

4．工業団地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5．工場等設置促進条例による奨励措置については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、合併前に指定した企業への優遇措置については、現行の取扱いを継続する。

6．観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

7．観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

続きまして、参考資料の14ページの方をごらんいただきたいと思ひます。

こちらの方は、調整方針の項目7項目ごとに1市2町の現況を記載しております。

1点目の空店舗対策補助事業でございますが、新規テナント開業者に家賃等の補助をするという事業でございます。大館市と比内町が実施しており、田代町では未実施という状況でございます。また、比内町につきましては、ポツの二つ目でございますが、商店街等活性化事業として町単独事業で平成16年から18年の3カ年事業として実施しております。これらにつきましては、合併時に大館市の制度に統一するとしながら、ただし合併前に比内町において実施済の商店街等活性化事業については、現行の取扱いを継続する、ということとしております。

2点目の中小企業事業資金融資あっせん制度でございますが、こちらの方は中小企業の振興を図る

ための事業資金の融資あっせんを行うという制度でございまして、これにつきましては、大館市、比内町、田代町とも通称「マル大」「マル比」「マルタ」としまして融資あっせん制度を実施しております。大館市の場合は、これに加えて通称「大館機械」といって、市単独の機械設備投資の資金の融資あっせん制度を実施してございまして、これにつきましては利子補給も実施しているという状況にあります。2点目につきましては、調整方針として合併時に大館市の制度に統一することとしております。

3点目の中小企業融資あっせん資金保証料補給制度でございまして、こちらの方は中小企業の受けた融資資金を秋田県信用保証協会が保証するにあたって保証料を補給するという制度でございまして、大館市、比内町、田代町とも実施している。これに加えて、比内町では二つ目のポツでございまして、比内町円滑短期資金保証料補給制度といたしまして町単独事業も実施しているという状況でございまして、3点目につきましては、合併時に大館市の制度に統一する、としております。

次に、資料の15ページの方になりますが、4点目の工業団地でございまして、工業団地につきましては、記載してございますように大館市で3団地、比内町で2団地、田代町で2団地の工業団地がございまして、これらの工業団地につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

5点目の工場等設置促進条例による奨励措置でございまして、こちらの方は目的は1市2町ともほぼ同じでございまして、工業振興と雇用増大を目的に工場等の立地者に対する奨励措置を講ずるということでございまして、記載してございますのは、大館市で用地取得助成金など7項目、また比内町では工場設置奨励金など3項目、田代町では操業奨励金など4項目がございまして、これらにつきましては、調整方針といたしまして合併時に大館市の制度に統一する。ただし、合併前に指定した企業への優遇措置については、現行の取扱いを継続する、といたしまして、固定資産税の課税免除などの年度継続をするものは、現行の取扱いを継続する、というような内容としております。

それから6点目の観光施設でございまして、資料の方には主な観光施設といたしまして、大館市では湯夢湯夢の里など3施設、また比内町ではベニヤマ自然パークなど3施設、それから田代町では田代温泉ユップラなど5施設を記載してございまして、これらの観光施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

次に、17ページになります。17ページは、7点目、観光イベントでございまして、主な観光イベントといたしまして、大館市では大館桜まつりなど五つ、それから比内町では比内とりの市、田代町では田代名産たけのこまつりなど四つを記載してございまして、これらの観光イベントにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、という内容でございまして、

以上で説明を終わります。

議長 第34号について、それでは質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

特段ないようであればお諮りしたいと思いますけれども、議案第34号については原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、34号は原案のとおり決しました。

続いて、議案第35号について事務局から説明を求めます。

事務局 協議案第35号、小、中学校の通学区の取扱いについてをご説明いたします。

第8回合併協議会協議事項の9ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第35号、小、中学校の通学区の取扱いについて。

小、中学校の通学区の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。梓囲みの中が調整方針でございます。

小、中学校の通学区域については、現行のとおりとし、地域要望等により、必要に応じて新市において調整する、としてございます。

参考資料綴りの18ページをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

18ページから24ページまでが、小、中学校の通学区の一覧表でございます。それぞれ学校名、所在地、学級数、児童生徒数、施設状況、通学区、その他欄に分類して記載してございまして、大館市から比内、田代町の順に1ページに5校を並列記載してございます。小学校は、大館市が18ページの桂城小学校から20ページの矢立小学校までの13校、比内町が次の扇田小学校から21ページの大葛小学校までの5校、田代町が次の早口小学校から22ページの山田小学校までの5校、あわせまして23校となっております。

ここで、19ページの雪沢小学校のところをごらんになっていただきたいと思います。左から二つ目でございます。雪沢小学校だけは、大館市の少人数学校の指定を受けておりまして、保護者の申し出により、現行の通学区域、これ以外からでも入学ができるようになってございます。

それから、中学校は23ページから24ページに掲載してございます。大館市が全部で8校、比内町が24ページに比内中学校1校、それから田代町が田代中学校1校、あわせまして10校でございます。これら各々の小、中学校の通学区域については、現行のとおりとし、地域要望等により必要に応じて新市において調整する、としておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、25ページは参考資料といたしまして文部科学省の通知、通学区域制度の弾力的運用についてを添付してございます。ごらんになっていただきたいと存じます。

以上で説明の方を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長 協議案第35号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。菅原委員。

菅原金雄委員 示されているのが学校関係ですが、教育委員会関係は後ほど出てくるという、それはどういう取扱いになるんですか。

議長 事務局。

事務局 教育委員会関係につきましては、これからの協議会の方でご協議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 今、学校とか校区についてということでございます。よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

ないようであれば、協議案第35号については原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、35号は原案のとおり決することにいたしました。

以上で、本日予定されました協議事項は終了いたしました。

その他の事項としまして、委員の皆さんから何かご発言ございませんか。はい、伊藤委員。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

前回の協議案の22号、田代町さんの区域及び名称の取扱いの部分、継続審議と私考えていましたが、今回出ないということはまだ継続するということですか。

議長 そういうことであります。

ほかに。はい、菅原委員。

菅原金雄委員 先ほど、6月20日に合併期日が大体わかったわけですが、果たして、この協議会のスピードがこの状態で間に合うのかどうかということが私大変心配ですが、この後、上程される議案の数とかそういうものについてあらかじめわかるものだとすれば...

議長 わかります。

菅原金雄委員 教えていただきながら、そしてさらにスピードを早めなければならないというものだとすれば、協議会の数をもっともっと増やすというふうな形をとらないと、作業が手遅れになるのではないかなという危惧があるわけですが、そこら辺のところは、今のスピードで大丈夫ですか。

議長 はい、事務局。答えることは二つだけ。何件あるか、今まで何件相談して、何件やるか。それから間に合うか、間に合わないか、それだけ教えてください。

事務局 協定項目が全部で54件予定してございますが、今日までで25件提出してございまして、残りが29件残ってございます。今後4回ぐらいをめぐりまして、1協議会7件から8件の提出でお願いしたいと思っております。

菅原金雄委員 それからもう一つですが、この協議会が発足しているのは1回目からでありまして、我々は6回目からの参加ですが、私さっきふっと自分なりに、何かこの協議会についての権限というか、そういうものが何もうたっていないんですよね。ここの協議会の、協議する委員の権限というか、何もうたっていないんです。それを我々がここで協議して、議長が諮ったことを決議したとしてですね、果たして有効なものか無効なものかなと...

議長 これは法律で決まっております、合併協議会の、法律を後でお示ししますので、ごらんいただければありがたいと思います。すべて明記されております。

菅原金雄委員 そうですか。じゃわかりました。後でいただきたいと思います。

議長 はい、吉原委員。

吉原 正委員 建設計画については素案ということで、これからまだまだ変わってくる事情もあるだろうし、もっと内容の濃いものが出てくるかと思えますけれども、参考資料として主要事業が私どもに配られておりますけれども、すぐとはいいませんけれども、できればまちづくり重点プロジェクトということで1次の項目があるわけですがけれども、プロジェクト別の事業、それからできたら市町村別の事業、そういう形でのこの事業の割り振りとかね、そういう形での資料も出していただければありがたいと思います。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局の方で検討して出させていただきたいと思っておりますので。

議長 よろしいですか。

吉原 正委員 はい。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 事務局から何かありますか。

事務局 次回の第9回の合併協議会の開催日でございますが、今回は9月14日火曜日のお願いをいただいております。午後1時半から、大館市の秋北ホテルでの開催となりますので、よろしくお

願い申し上げます。

そしてまた、第10回の合併協議会でございますが、9月27日月曜日午後1時半から、比内町役場の2階の大会議室でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、菅原委員。

菅原金雄委員 大館市の秋北ホテルは、あなた方の向かいでしょうから大変結構だと思うんですが、駐車場の問題があるんですよ。それで、今日も私ここに来たんですが、あまり早く来る方でないものですかから駐車場が大変不便なんです。私は、持ち回り制度もいいことだろうとは思いますが、例えば大館でやる場合は広域交流センターというものがあるわけですし、駐車スペースもいっぱいあるわけですから、場所を1カ所にしばってやっていただけませんか。私、頭悪いもんだからグルグルまわされるとですね、大変迷惑な感じするんですよ。今後やっぱり4回の会議ですが、交流センターなら交流センターに一本にしばって、駐車スペースもたっぷりとれますし、秋北ホテルなんて言われると我々有料駐車場に止めてお金を取られるわけですよ。ですから、なるべく公共の場所を使うようにしながらやってほしいと思うんですが、いかがでしょう皆さん。

議長 広域交流センターの場合で統一したらいかがかというご提案ですけれども、皆さんご意見かがですか。持ち回りは、もうそろそろいいと。どういうものでしょうか。ご意見ございませんか。

今、意見が統一できませんけれども、少なくとも駐車場問題を解決すれば、菅原委員のご意見の半分は解決できるということになりますけれども、事務局、特に委員の皆さんの駐車場の確保について。

事務局 今回、公共施設を取れなかったものですかから大変ご迷惑をおかけしました。秋北ホテルの方に話をしまして、駐車場の確保を相談してみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 市役所の裏は、じゃあ。

事務局 市役所の裏の方にもございますので、できるだけスペースを確保しまして…。

議長 ご不便ないようにしたいということでありますので、いかがでしょう。

要は、広域交流センターにしたいというご提案については、全員の一致をみなければなかなか難しいわけですけれども、いろいろご異論があるようでもありますので、菅原金雄委員のご提案の駐車場の件については、今後確保するということがいかなるものでしょうか。それいいんですけれども、持ち回りした方がいいという意見もありますので、全員が1カ所にするという意見でまとまるならば、私はそうしたいんですけれども、どうもまとまりそうもありませんので、駐車場の件について努力するというご提案させていただきますが、いかがでしょうか。まとまらないものはしょうがないですけれども。

事務局 それからもう1点、事務局の方からお願いいたします。

皆様にお渡ししてございますファイルですが、もう満杯のようですので、今日もう1冊お配りしたいと思っておりますので、どうぞ何とぞお持ち帰りいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長 よろしいですか、ほかにご発言ございませんか。

一応これで本日の協議はすべて終了いたしました。

大変どうも皆さん長い間ありがとうございました。今後の合併協議会、9月14日、27日ということで予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

司会 大変お疲れさまでございました。

これで第8回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。長時間にわたり誠にありがと

うございました。

午後 4 時 15 分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員